本協議会の意見(案)

- ①「当初から基本計画に位置付けがある『14. 善光寺表参道景観づくり推進事業』について国の支援策を活用するため『(4)国の支援策がない事業』から『(2)①認定と連携した特例処置に関する事業』に位置づけを変更。併せて実施時期を延長するもの。」については、
 - ・認定のメリットを生かして国の支援策を活用することができる。
 - ②「当初から基本計画に位置づけがある次の3事業(4.市道長野大通り線歩道整備事業、18. 長野駅善光寺口顔づくり事業、21.中央通り歩行者優先道路化事業)について、国の支援 策(まちづくり交付金)の支援期間等を延長するため変更するもの」 については、
 - 国の支援策を引続き活用することができる。
 - ③「新たに次の4事業(51. 長野大通り自転車道路整備事業、52. 市道長野西87号線整備事業、53. 市道長野西203号線外四線整備事業、54. 権堂B-1地区市街地再開発事業)を 追加するもの」

については、

- ・自転車交通の利便性が図られ、中心市街地の回遊性がより一層高まる。
- 各小路の石畳風舗装により街の景観及び魅力向上に繋がる。
- ・善光寺と長野駅の中間に位置する権堂地区の再開発と文化拠点施設の整備により、中心市 街地全体への活性化波及効果が期待できる。
- ④「事業の実施時期や実施主体の名称変更など、支援措置に関わらない変更」 については、
 - ・実施主体の明確化により、事業推進に期待がもてる。

以上の観点から、変更内容は中心市街地活性化及び賑わい創出に大きな効果が期待できるものと認識する。よって基本計画の変更内容について賛同する。